

大阪音楽大学学則

文部省校大第 31 号認可：1958 年 1 月 10 日

最近改正：2010 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学部、学科、専攻および課程の組織

(学部)

第 4 条 本学に次の学部を置く。
音 楽 学 部

(学科、専攻)

第 5 条 音楽学部に次の学科を置く。学科により、次の専攻を設ける。

作 曲 学 科	作曲専攻・音楽学専攻
声 楽 学 科	
器 楽 学 科	ピアノ専攻・オルガン専攻・管楽器専攻・弦楽器専攻 打楽器専攻・邦楽専攻

(大学院)

第 6 条 本学に大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(音楽専攻科)

第 7 条 本学に音楽専攻科を置く。音楽専攻科に関する規則は別に定める。

第3章 入学定員および収容定員

(学生定員)

第8条 学生の学部および各学科の入学定員、3年次編入学定員、および収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
音楽学部	210人	30人	900人
作曲学科	10人	2人	44人
声楽学科	60人	8人	256人
器楽学科	140人	20人	600人

第4章 修業年限、学年、学期、授業期間および休業

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は4年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第11条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第13条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第14条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日曜日	
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
本学創立記念日	10月15日(日曜日にあたる場合はその翌々日の火曜日を休業日とする)
夏季休業	7月26日から8月31日まで
冬季休業	12月23日から1月7日まで
春季休業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

第15条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の議を経て、臨時に休業することがある。

2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の議を経て、臨時に授業日とすることがある。

第5章 入学、再入学、転入学、編入学、転学科、転専攻、休学、復学、退学、転学および除籍

(入学の時期)

第16条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 1年次に入学を許可される者は、学校教育法第90条および学校教育法施行規則第150条の規定により次の各号の1に該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(イ) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ハ) 文部科学大臣の指定した者

(ニ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(ホ) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2. 3年次に編入学を許可される者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。

(1) 短期大学音楽科(音楽に関する課程を含む)を卒業した者

(2) 大学音楽学部(音楽に関する課程を含む)を卒業した者

(3) 本学において本項第1号、第2号と同等の資格を有すると認めた者

(入学願)

第18条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

第19条 第17条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。

2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

第20条 入学を許可された者は1名の保証人の誓約書を提出しなければならない。

2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則

として日本に在住し、本学において適当と認められた者であることを要する。

3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

第 21 条 第 19 条および第 20 条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

第 22 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学、転入学)

第 23 条 本条第 2 項に該当する場合、本学に再入学・転入学することができる。

2. 本学を退学し再入学を希望する者、または他の大学または相当の教育機関より転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
3. 再入学・転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料および在籍料は当該年度における該当年次の納入額とする。

(転学科、転専攻)

第 24 条 転学科・転専攻を希望する者がある場合は、選考の上、これを許可することがある。

2. 転学科・転専攻を許可された者の授業料および施設費の額は当該年度における該当年次の納入額とする。

(休学、復学)

第 25 条 疾病その他の事由によって欠席が 2 ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。

2. 休学しようとする者は、その期間およびその事由を付して願い出なければならない。
3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第 26 条 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに 1 年を限度に期間を延長することができる。

2. 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

第 27 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書または理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 28 条 退学または他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第 29 条 本学の学生で次の各号の 1 に該当する者はこれを除籍する。
 (1) 修業年限の 2 倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
 (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
 (3) 1 年以上行方不明の者

(裁定)

第 30 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・編入学・転学科・転専攻・休学・退学・転学の許可並びに入学の取り消し・除籍は、教授会の議を経て学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 31 条 1 年次入学生は、本学に 4 年以上在学し、3 年次編入学生は、本学に 2 年以上在学し、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	21 単位以上
外国語科目	8 単位以上
保健体育科目	2 単位以上
専門教育科目	80 単位以上

2. 前項の 124 単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計 6 単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 32 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

作曲学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)
声乐学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)
器楽学科	中学校教諭 1 種免許状(音楽) 高等学校教諭 1 種免許状(音楽)

(授業科目等)

第 33 条 第 1 条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

(1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第 1 に定める。
 (2) 教職に関する科目、単位数等は別表第 2 に定める。

2. 授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

(単位算定基準)

- 第 34 条 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 15 時間をもって 1 単位とすることがある。
 - (3) 実験・実習および実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 30 時間をもって 1 単位とすることがある。
 - (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ(1)～(3)の基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (6) 科目において、授業時間外に必要とする学修の量およびその教育効果を測り 1 単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については 15 時間から 30 時間の範囲の授業をもって 1 単位とし、実験・実習・実技については 30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
2. 卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第 7 章 単位の授与、認定および学習の評価

(単位の授与)

- 第 35 条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第 36 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(前条以外の教育施設等における学修)

- 第 37 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
2. 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修によ

- り修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 3. 前2項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて1年次入学時は30単位、3年次編入学時は62単位を超えないものとする。
 4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(転学科、転専攻における単位認定)

第39条 転学科あるいは転専攻における既修得単位認定の基準については別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第40条 学生に対して授業の方法および内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示する。

2. 学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3. 成績評価は、試験および平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

第8章 卒業および学士の学位授与

(卒業の認定)

第41条 1年次に入学し4年以上在学した者および3年次に編入学し2年以上在学した者の所定の課程修了の認定および卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(学士の学位授与)

第42条 学長は本学を卒業した者に対し学士の学位を授与する。

2. 学位に関する規則は、別に定める。

(学籍の失効)

第43条 本学において学士の学位を得た者はその学籍を失う。

第9章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料および入学検定料

(授業料等納入の期日)

第44条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。

2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止(受験停止を含む)を命ずることがある。

(授業料等の金額)

第45条 第17条第1項に定める1年次入学生の、授業料・施設費・入学金・教職課程履修料、在籍料および入学検定料の額は別表第 - (1)に定める。

2. 第 17 条第 2 項に定める 3 年次編入学生の、授業料・施設費・入学金・在籍料および入学検定料の額は、別表 - (2)に定める。
3. 第 32 条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第 - (1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

第 46 条 既納の授業料は第 47 条による場合のほか、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費および在籍料)

- 第 47 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
 3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第10章 職員組織

(学長)

第 48 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 49 条 本学に副学長を置く。
2. 副学長は、学長が教授会の承認を経て、教授会構成員の中から任命する。
 3. 副学長は学長の職務を補佐し、学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

(職員組織)

- 第 50 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員およびその他の職員を置く。
2. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
 3. 本学に客員教授を置くことができる。客員教授に関する事項は別に定める。

第 11 章 教授会

(教授会)

第 51 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 52 条 教授会は学長・教授・准教授・講師・助教をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例および臨時教授会)

- 第 53 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。
2. 教授会は 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成により可決する。
 3. 教授会は定例として月 1 回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めたとき、あるいは 3 分の 1 以上の構成員から請求があるときは臨時に招

集しなければならない。

4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議決定事項)

第54条 教授会において審議決定する事項は下記のとおりとする。

- (1)学則の制定および改定に関する事項
- (2)授業および研究に関する事項
- (3)学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4)試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5)学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6)他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7)その他大学に関する重要な事項

第12章 科目等履修生、特別聴講学生および留学生

(科目等履修生)

第55条 本学で開講されている授業科目の履修を希望し、学長が相当の学力があると認められた者に対しては、当該科目の授業および研究に支障のない限り科目等履修生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程は別に定める。

(履修期間)

第56条 科目等履修生の履修を許可する時期は学年または学期の始めとし、履修期間は1年または1学期とする。ただし、本人の希望により履修期間を更新することができる。

(履修料等)

第57条 科目等履修生の履修料およびその他納入しなければならない費用は別表第に定める。

(単位互換)

第58条 大学設置基準第28条第1項に基づき、他の大学または短期大学との協議により当該他大学または短期大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第59条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。

2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することができる。外国人留学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生および留学生の準用規定等)

第61条 科目等履修生および特別聴講学生に対しては、本学則の第10条～15条、第

33条～35条、第40条の規定を準用する。

2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用または準用することができる。
3. 本学の学生が本学の海外留学助成金制度による留学をする場合の在学期間、授業料等に関する規定は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第62条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。

2. 公開講座の実施については別に定める。

第14章 賞 罰

(表彰)

第63条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の議に基づいてこれを表彰することができる。

(懲戒)

第64条 本学の学則に違背し、その他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の議に基づいて懲戒を加える。

(懲戒の種類)

第65条 懲戒の種類は譴責・停学・放学とする。

(放学)

第66条 在学中次の各号の1に該当する者は放学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 付属図書館

(図書館)

第67条 本学に付属図書館を置く。

2. 付属図書館に関する規程は別に定める。

(図書館長)

第68条 付属図書館には図書館長を置く。図書館長は付属図書館の管理運営の責任を負うものとする。

第16章 音楽博物館

(音楽博物館)

第69条 本学に音楽博物館を置く。

2. 音楽博物館に関する規程は別に定める。

(音楽博物館長)

第70条 音楽博物館には音楽博物館長を置く。

第17章 学生寮

(学生寮)

第71条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。

2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第18章 事務組織等

(事務組織)

第72条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

第73条 本学は、学生生活および学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

付 則

この学則は、1958年4月1日から施行する。

付 則(1960年4月1日)

この学則は、1960年4月1日から施行する。

付 則(1967年4月1日)

この学則は、1967年4月1日から施行する。

付 則(1968年4月1日)

この学則は、1968年4月1日から施行する。

付 則(1969年4月1日)

この学則は、1969年4月1日から施行する。

付 則(1972年4月1日)

この学則は、1972年4月1日から施行する。

付 則(1974年2月1日)

この学則は、1974年2月1日から施行する。

付 則(1974年4月1日)

この学則は、1974年4月1日から施行する。

付 則(1975年4月1日)

この学則は、1975年4月1日から施行する。

付 則(1976年4月1日)

この学則は、1976年4月1日から施行する。

付 則(1977年4月1日)

この学則は、1977年4月1日から施行する。

付 則(1978年4月1日)

この学則は、1978年4月1日から施行する。

付 則(1979年4月1日)

この学則は、1979年4月1日から施行する。

付 則(1980年4月1日)

この学則は、1980年4月1日から施行する。

付 則(1981年4月1日)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

付 則(1982年4月1日)

この学則は、1982年4月1日から施行する。

付 則(1983年4月1日)

この学則は、1983年4月1日から施行する。

付 則(1984年4月1日)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

付 則(1985年4月1日)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

付 則(1986年4月1日)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

付 則(1987年4月1日)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

付 則(1988年4月1日)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

付 則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

付 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合

の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

付 則(1994年4月1日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

付 則(1995年4月1日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

付 則(1996年4月1日)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

付 則(1997年4月1日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

付 則(1998年4月1日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

付 則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

付 則(2000年4月1日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部¹に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科²に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

付 則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降³入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適

用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」(2001年4月1日制定)によるものとする。

付 則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2004年4月1日)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2005年4月1日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

本学則第5条の「音楽学専攻」および「邦楽専攻」の呼称については、2005年4月1日現在の当該専攻の全在籍学生に適用する。

付 則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

付 則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

付 則(2008年4月1日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

付 則(2009年4月1日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

付 則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

別表第 (第33条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学部学科 専攻の名称		学科目 の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
音楽 学部	全学科・ 全専攻共通	一般 教育 科目	教養基礎セミナー	1		21単位以上修得とする。
			文学		4	
			哲学		4	
			日本国憲法		4	
			西洋史		4	
			心理学		4	
			音響学		4	
			情報処理概論		4	
			時事問題ステーション		4	
			文化とオペラA		2	
文化とオペラB		2				
		計		1	36	
		外国語 科目	英 語 (.コミュニケーション) ド イ 語 (.コミュニケーション) フ ァ ン ス 語 (.コミュニケーション) イ タ リ ア 語 (.コミュニケーション) 海外提携校外国語実習 (.)		10 10 10 10 4	8単位以上修得とする。 いずれか1ヶ国語 8単位 を必修とする。
		計			44	
		保健 体育 科目	体育 体育A 体育B		2 1 1	2単位以上修得とする。 いずれか必修
		計			4	
	作曲学科 作曲専攻 音楽学専攻	専門 教育 科目	作曲 作曲 作曲 作曲 音楽学演習 歴史と文化の中の音楽 音楽学演習 音楽学講義 音楽学演習 音楽学演習 作曲理論	6 6 6 6 4 4 4 4 4 4 6		80単位以上修得とする。 作曲専攻 必修 (1年次) (2年次) (3年次) (4年次) での修得とする。 音楽学専攻 必修

	楽曲分析	2	作曲専攻必修
	作曲理論	6	
	楽曲分析	2	作曲専攻必修
	楽曲分析	2	
	楽曲分析	2	作曲専攻必修
	楽曲分析	2	
	スコアリーディング	2	作曲専攻必修
	副科管・弦・打楽器	3	
	副科管・弦・打楽器	3	作曲専攻必修
	コンピュータ音楽研究	2	
	コンピュータ音楽研究	2	作曲専攻必修
	現代音楽演習	2	
	実用音楽作曲編曲法	2	音楽学専攻必修
	西洋音楽構造研究	2	
	西洋音楽構造研究	2	音楽学専攻必修
	民族音楽学	4	
	音楽美学	4	音楽学専攻
	西洋音楽史(A)	4	
	音楽マネジメント論	4	はいずれか 12単位修得 とする。
	音楽心理学	4	
	音楽産業論	4	音楽学専攻必修
	日本の伝統音楽	4	
	楽器学	4	音楽学専攻いずれか必修
	ジャズ・ポピュラー音楽論	4	
	西洋音楽史(B)	4	音楽学専攻必修
	音楽制作演習	2	
	フィールドワーク演習	2	音楽学専攻いずれか必修
	西洋古楽演奏演習	2	
	民族音楽演奏演習	2	音楽学専攻いずれか必修
	西洋古楽演奏演習	2	
	民族音楽演奏演習	2	音楽学専攻いずれか必修
	西洋古楽演奏演習	2	
	民族音楽演奏演習	2	音楽学専攻いずれか必修
	西洋古楽演奏演習	2	
	民族音楽演奏演習	2	音楽学専攻いずれか必修
	ドイツ詩歌演習	2	
	ソルフェージュ	2	音楽学専攻必修
	ソルフェージュ	2	
	総合ソルフェージュ	2	音楽学専攻必修
	視唱	2	
	聴音A	2	音楽学専攻必修
	聴音B	2	
	視奏	2	音楽学専攻必修
	リズムソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ教育法	2	音楽学専攻必修

	合唱	2		
	合唱		2	
	合唱A		2	
	副科声楽	2		
	副科声楽		2	
	舞台研究A		2	
	舞台研究B		2	
	副科鍵盤楽器		3	} いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習		2	
	副科鍵盤楽器		3	} いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習		2	
	副科鍵盤楽器		3	
	副科鍵盤楽器		3	
	英語A・B		4	} 必修の外国語 科目として履 修した外国語 以外の外国語 を選ぶこと。
	ドイツ語A・B		4	
	フランス語A・B		4	
	イタリア語A・B		4	
	外国語専門		4	} いずれか 4単位を 必修とす る。
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	音楽療法概説		2	
	音楽療法概説		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	管弦楽法A		2	
	管弦楽法B		2	
	デスクトップ・ミュージック演習		2	
	近代和声法		2	
	対位法		2	
	ドイツロマン派歌曲の解釈		2	
	日本歌曲の研究		2	
	演奏家としての体の機能的分析		2	
	フランス近代歌曲		2	
	吹奏楽を素材とした音楽指導		4	
	西洋古典舞踏A		2	
	西洋古典舞踏B		2	
	舞台論特別実習A		2	
	舞台論特別実習B		2	
	演奏論特別実習A		2	
	演奏論特別実習B		2	

		伴奏特別実習 A	2	
		伴奏特別実習 B	2	
		創作活動特別実習 A	2	
		創作活動特別実習 B	2	
		インターシップ 特別実習	2	
		社会活動特別実習	2	
		スコアリング 基礎学習	4	
		ピアノ構造論	4	
		ピアノ教授法 C	4	
		管弦楽法概論	4	
		音楽形式学	4	
		器楽合奏（含和楽器）	2	
		器楽合奏（含和楽器）	2	
		副科弦楽合奏	2	
		副科弦楽合奏	2	
		副科吹奏楽	2	
		吹奏楽指導法	4	
		副科邦楽合奏（箏）	2	
		副科邦楽合奏（三絃）	2	
		副科邦楽合奏（尺八）	2	
		副科邦楽合奏（胡弓）	2	
		雅楽	2	
		雅楽	2	
		電子オルガン	2	
		電子オルガン	2	
		西洋音楽史概説	4	
		概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽	4	
		卒業作品	4	作曲専攻必修
		卒業研究	4	音楽学専攻必修
		計	92	258
声楽学科	専門教育科目	声楽	6	80単位以上修得とする
		声楽	6	1年次での修得とする。
		声楽	6	2年次での修得とする。
		声楽	6	3年次での修得とする。
		声楽	6	4年次での修得とする。
		声楽基礎講座	4	
		声楽基礎講座	4	
		合唱	2	
		合唱	2	
		合唱 S	2	
		合唱 A		2
		オラトリオ・重唱		2
		オラトリオ・重唱		2
		オペラ研究	2	

	オペラ研究	2	
	歌曲研究	2	
	歌曲研究	2	
	演技演習	2	
	演技演習	2	
	演技演習	2	
	イタリア詩歌演習 A	2	
	イタリア詩歌演習 B	2	
	ドイツ詩歌演習	2	
	ドイツロマン派歌曲の解釈	2	
	日本歌曲の研究	2	
	演奏家としての体の機能的分析	2	
	フランス近代歌曲	2	
	音楽産業論	4	いずれか4単位 修得とする。
	音楽マネジメント論	4	
	音楽心理学	4	
	音楽美学	4	
	楽器学	4	
	日本の伝統音楽	4	
	民族音楽学	4	
	ジャズ・ポピュラー音楽論	4	
	西洋音楽史 (A)	4	
	西洋音楽史 (B)	4	
	音楽制作演習	2	
	吹奏楽を素材とした音楽指導	4	
	舞台研究 A	2	
	舞台研究 B	2	
	歌曲特別研究	2	
	歌曲特別研究	4	
	オペラ特別研究	2	
	オペラ特別研究	4	
	ソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ	2	
	オペラ実習	2	
	総合ソルフェージュ	2	
	視唱	2	
	聴音 A	2	
	聴音 B	2	
	視奏	2	
	リズムソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ教育法	2	
	副科鍵盤楽器	3	いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習	2	

	副科鍵盤楽器		3	} いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習		2	
	副科鍵盤楽器		3	
	副科鍵盤楽器		3	
	英語 A・B		4	} 必修の外国語 科目として履 修した外国語 以外の外国語 を選ぶこと。
	ドイツ語 A・B		4	
	フランス語 A・B		4	
	イタリア語 A・B		4	
	外国語専門		4	} いずれか 4単位を 必修とす る。
	音楽通論		2	
	音楽理論	2		
	音楽理論	2		
	対位法		2	
	楽曲研究	4		
	作曲・編曲法		2	
	楽曲研究(選)		4	
	近代和声法		2	
	デスクトップ・ミュージック演習		2	
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	指揮法		2	
	音楽療法概説		2	
	音楽療法概説		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	音楽療法		2	
	管弦楽法 A		2	
	フィールドワーク演習		2	
	西洋古楽演奏演習		2	
	西洋古楽演奏演習		2	
	西洋古楽演奏演習		2	
	民族音楽演奏演習		2	
	民族音楽演奏演習		2	
	民族音楽演奏演習		2	
	西洋古典舞踏 A		2	
	西洋古典舞踏 B		2	
	舞台論特別実習 A		2	
	舞台論特別実習 B		2	
	演奏論特別実習 A		2	
	演奏論特別実習 B		2	
	伴奏特別実習 A		2	
	伴奏特別実習 B		2	

		創作活動特別実習 A	2		
		創作活動特別実習 B	2		
		インターシップ 特別実習	2		
		社会活動特別実習	2		
		スコアリング 基礎学習	4		
		ピアノ構造論	4		
		ピアノ教授法 C	4		
		管弦楽法概論	4		
		音楽形式学	4		
		器楽合奏 (含和楽器)	2		
		器楽合奏 (含和楽器)	2		
		副科弦楽合奏	2		
		副科弦楽合奏	2		
		副科吹奏楽	2		
		吹奏楽指導法	4		
		副科邦楽合奏 (箏)	2		
		副科邦楽合奏 (三絃)	2		
		副科邦楽合奏 (尺八)	2		
		副科邦楽合奏 (胡弓)	2		
		雅楽	2		
		雅楽	2		
		電子オルガン	2		
		電子オルガン	2		
		音楽学講義	4		
		西洋音楽史概説	4		
		概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽	4		
		卒業演奏	4		
		計	64	274	
器楽学科	専門 教育 科目	ピアノ	6	} 80単位以上修得とする	}
ピアノ専攻		ピアノ	6		
オルガン専攻		ピアノ	6		
邦楽専攻		ピアノ	6		
管楽器専攻		ピアノ 特 A	8		
弦楽器専攻		ピアノ 特 A	8		
打楽器専攻		ピアノ 特 A	8		
		ピアノ 特 A	8		
		オルガン	6		
		オルガン	6		
		オルガン	6		
		オルガン	6		
		邦楽楽器 A	6		
		邦楽楽器 A	6		
	邦楽楽器 A	6			

	邦楽楽器 A	6	}	(1年次)								
	管楽器	6		}	(2年次)							
	管楽器	6			}	管楽器専攻						
	管楽器	6				必修						
	管楽器	6		}	(3年次)							
	管楽器	6			}	(4年次)						
	弦楽器	6				での修得と						
	弦楽器	6		}	する。							
	弦楽器	6			}	弦楽器専攻						
	弦楽器	6				必修						
	打楽器	6		}								
	打楽器	6				}						
	打楽器	6	打楽器専攻									
	打楽器	6		必修								
	ピアノ基礎講座	4	}	}								
	ピアノ基礎講座	4			}	}						
	ピアノ特 B	2					}	}				
	ピアノ特 B	2							}	}		
	ピアノ特 B	2									}	}
	ピアノ特 B	2										
	ピアノ演習 特	2			}	}						
	ピアノ演習 特	2					}	}				
	ピアノ演習 特	2							}	}		
	ピアノ演習 特	2									いずれか必修	
	声楽・器楽伴奏法	2										
	声楽・器楽伴奏法	2										
	室内楽(弦)	2										
	室内楽(弦)	2										
	初見視奏	2										
	ピアノアンサンブル	2		ピアノ専攻必修								
	ピアノアンサンブル	2										
	ピアノアンサンブル	2										
	ピアノ演奏法	2										
	ピアノ演奏法	2										
	ピアノ教授法 A	4										
	ピアノ教授法 C	4										
	伴奏理論	2										
	伴奏理論	2										
	オルガン基礎理論	4	}	}								
	オルガン音楽史	4			オルガン専攻必修							
	(管・弦・打基礎講座)											
	専門合奏	2	}	}								
	専門合奏	2			}	}						
	オーケストラ	2					}	}				
	オーケストラ	2							管楽器・弦楽器・打楽器			
		2		専攻いずれか4単位以上								
		2		必修								

	吹奏楽	2	}
	吹奏楽	2	
	(管・弦・打基礎講座)		
	専門合奏	2	} 管楽器・弦楽器・打楽器 専攻いずれか4単位以上 必修
	専門合奏	2	
	オーケストラ	2	
	オーケストラ	2	
	吹奏楽	2	
	吹奏楽	2	
	邦楽楽器 B	4	} 邦楽専攻必修
	邦楽楽器 B	4	
	邦楽楽器 B	4	
	邦楽楽器 B	4	
	学外研修	1	
	学外研修	1	
	箏曲概論	2	
	箏曲概論	2	
	邦楽合奏 a	2	} 邦楽専攻必修
	邦楽合奏 b	2	
	邦楽合奏 a	2	
	邦楽合奏 b	2	
	邦楽合奏 a	2	
	邦楽合奏 b	2	
	邦楽合奏 a	2	
	邦楽合奏 b	2	
	邦楽合奏 a	2	
	邦楽合奏 b	2	
	邦楽概論	4	
	ドイツ詩歌演習	2	
	オーケストラ	2	
	オーケストラ	2	
	オーケストラ	2	
	オーケストラ	2	
	吹奏楽	2	
	吹奏楽	2	
	吹奏楽	2	
	吹奏楽	2	
	ウインドアンサンブル	2	
	ウインドアンサンブル	2	
	オルガン構造学	4	} オルガン専攻必修
	ソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ	2	
	総合ソルフェージュ	2	
	視唱	2	
	聴音 A	2	
	聴音 B	2	

	視奏	2	
	リズムソルフェージュ	2	
	ソルフェージュ教育法	2	
	合唱	2	
	合唱	2	
	合唱A	2	
	副科声楽	2	
	副科声楽	2	
	舞台研究A	2	
	舞台研究B	2	
	副科鍵盤楽器	3	} ピアノ・邦楽専攻以外 いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習	2	
	副科鍵盤楽器	3	} ピアノ・邦楽専攻以外 いずれか必修
	副科鍵盤楽器演習	2	
	副科鍵盤楽器	3	
	副科鍵盤楽器	3	
	音楽通論	2	} 邦楽専攻いずれか4単位必修
	音楽理論	2	
	音楽理論	2	
	対位法	2	} 作曲・邦楽専攻以外必修
	楽曲研究	2	
	楽曲研究(選)	4	4 邦楽専攻以外必修
	英語A・B	4	} 必修の外国語 } いずれか 科目として履 } 4単位を 修した外国語 } 必修とす 以外の外国語 } る。 を選ぶこと。
	ドイツ語A・B	4	
	フランス語A・B	4	
	イタリア語A・B	4	
	外国語専門	4	
	実用外国語研究	4	
	近代和声法	2	
	デスクトップ・ミュージック演習	2	
	ドイツロマン派歌曲の解釈	2	
	日本歌曲の研究	2	
	演奏家としての体の機能的分析	2	
	フランス近代歌曲	2	
	ピアノ演奏研究	2	
	フランス近代音楽	2	
	ピアノ協奏曲研究	2	
	音楽産業論	4	} いずれか4単位 修得とする。
	音楽マネジメント論	4	
	音楽心理学	4	
	音楽美学	4	
	楽器学	4	
	日本の伝統音楽	4	
	民族音楽学	4	

	ジャズ・ポピュラー音楽論	4
	西洋音楽史 (A)	4
	西洋音楽史 (B)	4
	音楽制作演習	2
	吹奏楽を素材とした音楽指導	4
	西洋古典舞踏 A	2
	西洋古典舞踏 B	2
	舞台論特別実習 A	2
	舞台論特別実習 B	2
	演奏論特別実習 A	2
	演奏論特別実習 B	2
	伴奏特別実習 A	2
	伴奏特別実習 B	2
	創作活動特別実習 A	2
	創作活動特別実習 B	2
	インターシップ 特別実習	2
	社会活動特別実習	2
	作曲・編曲法	2
	指揮法	2
	指揮法	2
	指揮法	2
	指揮法	2
	音楽療法概説	2
	音楽療法概説	2
	音楽療法	2
	音楽療法	2
	音楽療法	2
	音楽療法	2
	管弦楽法 A	2
	西洋古楽演奏演習	2
	西洋古楽演奏演習	2
	西洋古楽演奏演習	2
	民族音楽演奏演習	2
	民族音楽演奏演習	2
	民族音楽演奏演習	2
	ピアノ専門特殊研究	2
	ピアノ専門特殊研究	2
	ピアノ専門特殊研究 (A) (B)	4
	ピアノ専門特殊研究 (A) (B)	4
	専門特殊研究 (弦)	2
	専門特殊研究 (弦)	2
	専門特殊研究 (弦)	2
	専門特殊研究 (弦)	2

	室内楽		1	
	室内楽		1	
	室内楽		1	
	室内楽		1	
	スコア・ディング 基礎学習		4	
	スコアリーディング		2	ピアノ専攻のみ
	ピアノ構造論		4	
	管弦楽法概論		4	
	音楽形式学		4	
	専門合奏		2	
	専門合奏		2	
	専門合奏		2	
	専門合奏		2	
	器楽合奏(含和楽器)		2	
	器楽合奏(含和楽器)		2	
	副科弦楽合奏		2	
	副科弦楽合奏		2	
	副科吹奏楽		2	
	吹奏楽指導法		4	
	副科邦楽合奏(箏)		2	
	副科邦楽合奏(三絃)		2	
	副科邦楽合奏(尺八)		2	
	副科邦楽合奏(胡弓)		2	
	雅楽		2	
	雅楽		2	
	電子オルガン		2	
	電子オルガン		2	
	音楽学講義		4	
	西洋音楽史概説	4		邦楽専攻以外必修
	概説・日本伝統音楽及び諸民族の音楽		4	
	卒業演奏	4		} ピアノ専攻は いずれか必修とする
	卒業研究		4	
	計	260	384	

<注記> 雅楽については2002年度入学生より適用する。

民族音楽学については2004年度入学生より適用する。

別表第 (第33条(2)関係) 教職に関する科目

学部学科の 名称	学科 目の 名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考			
音楽学部	各専攻共通	教職に関する科目	教職入門セミナー	1		2		
			教職入門セミナー	1				
			教育学概論	2	2	6 (5)	括弧内の数字は、教育職員免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。	
			教育学概論	2				
			教育心理学	2				
			青年心理学					
			音楽科指導法	2	4	13 (6)		
			音楽科指導法	2				
			音楽科教材研究A(合唱指導法)					2
			音楽科教材研究A(ギター指導法)					2
			音楽科教材研究A(リコーダ指導法)					2
			音楽科教材研究A(邦楽指導法)					2
			音楽科教材研究A(創作指導法)					2
			音楽科教材研究B(合唱指導法)					2
			音楽科教材研究B(ギター指導法)					2
			音楽科教材研究B(リコーダ指導法)					2
			音楽科教材研究B(邦楽指導法)					2
			音楽科教材研究B(創作指導法)					2
			特別活動の研究	1				
			道徳教育論	2				
教育方法論	2							
生徒指導論 (教育相談を含む。)	2		4					
生徒指導論 (進路指導を含む。)	2		(2)					
教育実習の研究	1		5					
教育実習	4(2)		(3)	は実習期間2週間のみ				
教職実践演習(中・高)	2		2					
計		28	22	32(16)単位以上修得				
教育学特論			2	教科又は教職に関する科目				
同和教育論			2					
計		0	4					
計		28	26					

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論、教育学概論、教育心理学、総合演習は卒業要件単位に算入する。

別表第 - (1)(第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,840,000円	2010年度適用
	1,860,000円	2011年度適用
	1,880,000円	2012年度適用
	1,900,000円	2013年度適用
施 設 費	110,000円	2010年度適用
	110,000円	2011年度適用
	110,000円	2012年度適用
	110,000円	2013年度適用
入 学 金	400,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

別表第 - (2)(第45条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,880,000円	2010年度適用
	1,900,000円	2011年度適用
施 設 費	110,000円	2010年度適用
	110,000円	2011年度適用
入 学 金	400,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<注記> 上記授業料等納付金の金額は2010年度第3学年新編入学生に適用するものとし、2009年度以前第3学年編入学生については当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

別表第 (第57条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料		10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円